

令和3年度（2021年度）組織改編の概要について

総務局行政管理部人事課

1 組織改編の基本方針について

- ・第7次総合計画に掲げる「上質な生活都市」の実現に向けて、効果的・効率的な組織体制を構築する。
- ・新型コロナウイルス感染症の動向を見極めて柔軟に対応していく必要があるため、必要最小限の改編を基本とする。

2 各局等における主な組織改編

政策局

○ 復興総室を廃止

- ・復興のその先を見据え、地域共生社会の実現に向けた「新たなステージ」へ移行するため、被災者支援業務は既存組織へ移管し、切れ目なく実施

経済観光局

○ 産業振興課の課内室として、起業・新産業支援室を新設

- ・スタートアップやベンチャー等の起業支援、新産業創出支援等を機動的に実施するため、専管組織を設置

都市建設局

○ 交通政策課の課内室として、自転車利用推進室を新設

- ・自転車の利活用の促進を図るため、2部にまたがる関連業務を集約して専管組織を設置

○ 都市整備景観課、都市デザイン室及び熊本駅周辺整備事務所を統合し、市街地整備課及び都市デザイン課に再編

- ・多核連携都市の実現及び歩いて楽しめる景観づくりを効率的に推進するため、関連組織を再編

○ 震災住宅支援課を住宅政策課に統合

- ・市民サービスの向上を図るため、被災者支援業務及び戸建て住宅やマンション等の民間住宅の整備に関わる業務を一元化

- 土木管理課及び用地調整課を土木総務課に統合し、土木総務課の課内室として用地調整室を新設
 - ・組織のスリム化を図るため、土木部の総務、財産管理部門を再編
- 道路計画課、道路保全課及び用地課を新設
 - ・道路事業の効率的な実施体制を構築するため、土木センターの道路改築及び用地取得部門を本庁に集約し、道路整備課と併せて関連組織を再編

各区役所

- 土木センターを都市建設局土木部から各区区民部に移管
 - ・地域の要望に更に的確に対応していくため、土木センターを各区区民部に移管し、区における道路等の維持管理体制を整備

上下水道局

- 水相談課及び管路維持課を水道維持課及び下水道維持課に再編
 - ・市民、事業者に分かりやすい名称へ改称し、維持管理業務を水道と下水道関連に再編

病院局

- 施設管理室を廃止
 - ・施設管理の委託化に伴い、総務企画課に業務を統合し、室を廃止